

# 第1章 基本的な考え方

## 1-1 策定の趣旨

本計画は、出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例の基本方針に基づき、市内中小・小規模企業の自主的な努力と創意工夫を尊重し、市内中小・小規模企業、市、商工支援団体、金融機関、教育機関、市民が一体となり、市内中小・小規模企業の持続的な振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

なお、本計画でいう市内中小・小規模企業は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項及び第5項に定める中小企業者・小規模企業者で、かつ、市内に本社、本店、支店、事業所、事務所のある企業です。

### 中小企業基本法に定める中小企業者・小規模企業者

【中小企業者の定義】

業種	資本金	または 従業員数
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

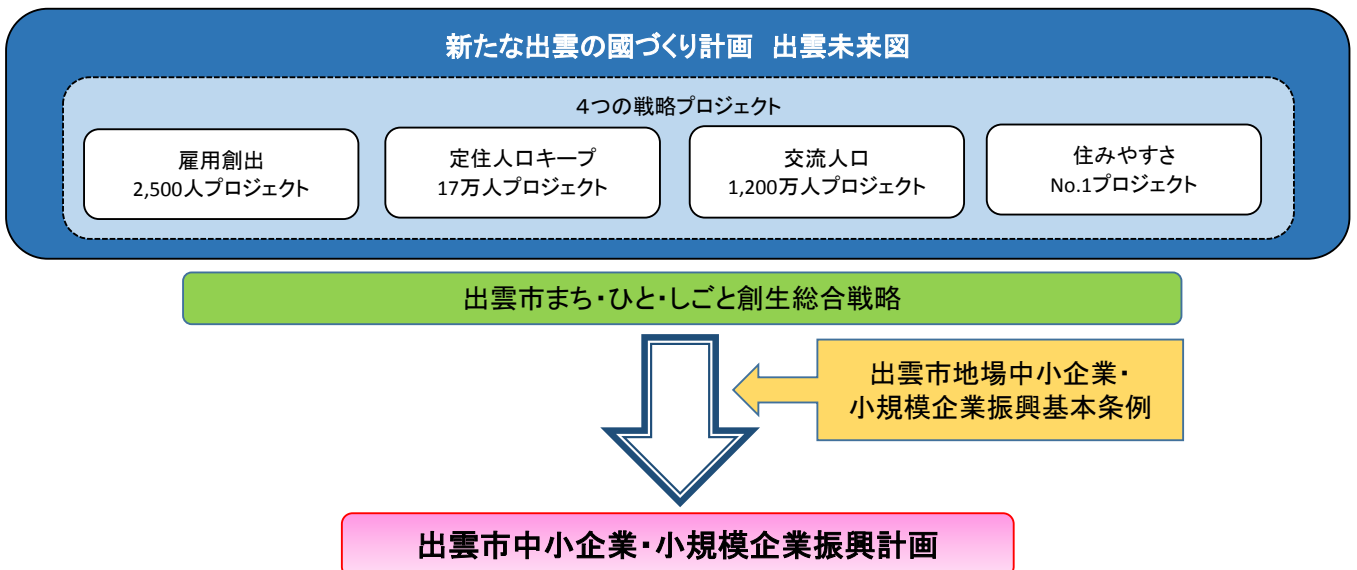
【小規模企業者の定義】

業種	従業員数
製造業、その他の業種	20人以下
商業・サービス業	5人以下

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「新たな出雲の國づくり計画 出雲未来図」及び「出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で策定した方針・取組をベースに「出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき策定し、総合振興計画等と整合性を図り取り組んでいくことにより、市内中小・小規模企業の振興を推進するための基本的な計画を示したものです。

※なお、本計画は出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議での意見のほか、パブリックコメントにより広く市民等から意見を求め、これを考慮してまとめたものです。



### 1-3 計画の期間と見直し時期

本計画の期間は、平成30年度(2018)から平成34年度(2022)までの5か年度とします。  
計画の推進にあたっては、社会・経済の変化等に柔軟に対応するため、経済情勢や国・県の動向にあわせて、出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議において、本計画の進捗状況の点検、検証を行います。

また、市へ検証結果の報告を行うとともに公表することで、P(P l a n : 計画)・D(D o : 実行)・C(C h e c k : 評価)・A(A c t i o n : 改善)サイクルによる着実な施策の推進を図ります。

